

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-5-1	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 5 業務遂行に当たっての取組 (1) 地域住民・地方公共団体等との緊密な連携推進		
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第11条第1号から第5号まで及び第9号並びに附則第12条第1項第6号等	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	
									予算額（百万円）	—	—	—	—	—
									決算額（百万円）	—	—	—	—	—
									経常費用（百万円）	—	—	—	—	—
									経常利益（百万円）	—	—	—	—	—
									行政サービス実施 コスト（百万円）	—	—	—	—	—
									従事人員数（人）	544	556	566	601	693

注) 主要なアウトプット情報（アウトカム情報）のうち下線部があるものは、「主な評価指標」欄の「その他の指標」を記載。

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。平成26年度 ①予算額、決算額：勘定別支出額の計を記載。②経常費用、経常利益：各部門の実施する業務を基準として組み替えて記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

平成27年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度 ①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
5 業務遂行に当たっての取組 業務遂行に当たっては、以下の取組を実施し、国民に対するサービスの向上を図ること。	5 業務遂行に当たっての取組 業務遂行に当たっては、以下の取組を実施し、国民に対するサービスの向上を図る。	5 業務遂行に当たっての取組 業務遂行に当たっては、以下の取組を実施し、国民に対するサービスの向上を図る。				評価
(1) 地域住民・地方公共団体等との緊密な連携推進 業務の実施に当たっては、関係権利者の意見が反映されるよう努め、地域住民・地方公共団体等との協力及び適切な役割分担を図ること	(1) 地域住民・地方公共団体等との緊密な連携推進 都市再生を推進するためには、関係する地域住民・地方公共団体等とのコミュニケーションが不可欠であり、その相互理解促進と都市の将来像や地域のあり方を語り合うコミュニケーションの機会を積極的に設ける。	(1) 地域住民・地方公共団体等との緊密な連携推進 都市再生を推進するためには、関係する地域住民・地方公共団体等とのコミュニケーションが不可欠であり、その相互理解促進と都市の将来像や地域のあり方を語り合うコミュニケーションの機会を積極的に設ける。	<主な定量的指標> - <その他の指標> - <評価の視点> ・都市再生を推進するため、関係する地域住民・地方公共団体等とのコミュニケーションを図っているか。	<主要な業務実績> 地域住民・地方公共団体等との意見交換、情報交換会、勉強会等を 250 回実施した。 国土交通省及び内閣府による「地方再生コンパクトシティ」のモデル都市のうち、機構によるコーディネート希望した 13 都市を中心に計 17 都市と、地方公共団体が抱えるまちづくり上の課題等について、意見交換等を実施した。	<評価と根拠> 評価：B 地域住民・地方公共団体等との意見交換会等を 250 回実施し、積極的にコミュニケーションの機会を創出し、地域住民の意向把握に努め、相互理解の促進等を行うことにより、まちづくりの支援・補完を図った。 これらを踏まえ、B評価とする。	

4. その他参考情報
無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-5-2	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 5 業務遂行に当たっての取組 (2) 環境への配慮		
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第11条等	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）（再掲）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
二酸化炭素排出 量削減 （計画値）	44,000 トン	約14,000 トン	32,000 トン	39,000 トン	42,000 トン	49,000 トン	58,000 トン	予算額（百万円）	—	—	—	—	—
二酸化炭素排出 量削減 （実績値）	—	約27,500 トン	36,500 トン	39,400 トン	46,000 トン	52,000 トン	60,400 トン	決算額（百万円）	—	—	—	—	—
達成率	—	196%	114%	101%	110%	106%	104%	経常費用（百万円）	—	—	—	—	—
建設副産物再資 源化率 （計画値）	項目別に 設定	—	—	—	—	—	—	経常利益（百万円）	—	—	—	—	—
建設副産物再資 源化率 （実績値）	—	—	—	—	—	—	—	行政サービス実施コス ト（百万円）	—	—	—	—	—
達成度	—	—	—	—	—	—	—	従事人員数（人）	3,204	3,196	3,204	3,187	3,196
環境物品の調達 （計画値）	100%	—	100%	100%	100%	100%	100%						
環境物品の調達 （実績値）	—	—	100% （除く3品）	100%	100%	100%	100%						
達成度	—	—	100%	100%	100%	100%	100%						

注) 主要なアウトプット情報（アウトカム情報）のうち下線部があるものは、「主な評価指標」欄の「その他の指標」を記載。

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。平成26年度 ①予算額、決算額：勘定別支出額の計を記載。②経常費用、経常利益：各部門の実施する業務を基準として組み替えて記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

平成27年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度 ①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
5 業務遂行に当たっての取組 業務遂行に当たっては、以下の取組を実施し、国民に対するサービスの向上を図ること。	5 業務遂行に当たっての取組 業務遂行に当たっては、以下の取組を実施し、国民に対するサービスの向上を図る。	5 業務遂行に当たっての取組 業務遂行に当たっては、以下の取組を実施し、国民に対するサービスの向上を図る。				評価
(2)環境への配慮 事業実施に当たっては、地球温暖化対策の推進、自然環境の保全、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品等の調達による環境への負荷の低減に配慮すること。	(2) 環境への配慮 事業実施に当たっては、次の取組を実施することにより、地球温暖化対策の推進、都市の自然環境の適切な保全等に資するとともに、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品の調達に積極的に取り組み、環境負荷の低減を図る。	(2) 環境への配慮 事業実施に当たっては、次の取組を実施することにより、地球温暖化対策の推進、都市の自然環境の適切な保全等に資するとともに、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品の調達に積極的に取り組み、環境負荷の低減を図る。	<主な定量的指標> 二酸化炭素排出量を、平成17年度を基準として58,000トン削減。 環境物品等の調達を100%とする。 <その他の指標> － <評価の視点> ・環境への負荷の低減に配慮しているか。	<主要な業務実績> <主な定量的指標> 二酸化炭素排出量を、平成17年度を基準として60,400トン削減した。 環境物品等の調達を100%とした。 事業実施に当たり、既存樹木の利活用、屋上緑化の推進等により、都市の自然環境の保全を推進した。 建設副産物等のリサイクル、環境物品の調達により、環境負荷の低減を推進した。	<評価と根拠> 評価：B 二酸化炭素排出量については、LED照明や潜熱回収型給湯器の導入等を着実に進めたことにより8,400トンの追加削減を実現し、年度計画を上回る60,400トンの削減を実現した。 また、都市の自然環境の適切な保全、建設副産物のリサイクル、環境物品等の調達についても、公共工事において数値目標を設定した15品目全てについて100%達成を実現するなど、着実に推進した。 これらを踏まえ、B評価とする。	
	① 地球温暖化対策の推進 機構業務のあらゆる分野において、地球温暖化対策実行計画（UR-ecoプラン2014）を踏まえ、地球温暖化対策の取組を推進し、平成30年度における二酸化炭素排出量を、平成17年度を基準として44,000トン削減する。	① 地球温暖化対策の推進 機構業務のあらゆる分野において、地球温暖化対策実行計画（UR-ecoプラン2014）を踏まえ、地球温暖化対策の取組を推進し、平成30年度における二酸化炭素排出量を、平成17年度を基準として58,000トン削減する。		各部門に事業計画及び二酸化炭素排出削減の見通しについて提出を求め、進捗管理を行い、地球温暖化対策を着実に推進し、平成30年度における二酸化炭素排出量を、平成17年度を基準として60,400トン削減した。		
	② 都市の自然環境の適切な保全等 事業実施に当たっては、緑地の保全や既存樹木の利活用とともに、都市の既成市街地等において、建築物の形状等を考慮の上、屋上緑化の推進を図る。 また、地下浸透工法、透水性舗装等により地下水涵養を図ることで、都市の自然環境の保全等に資する取組を進める。	② 都市の自然環境の適切な保全等 事業実施に当たっては、緑地の保全や既存樹木の利活用とともに、都市の既成市街地等において、建築物の形状等を考慮の上、屋上緑化の推進を図る。 また、地下浸透工法、透水性舗装等により地下水涵養を図ることで、都市の自然環境の保全等に資する取組を進める。		都市の自然環境の保全等について、中期目標期間において、既存樹木の利活用をコンフォール松原他2地区で実施、軽量化を図った屋上緑化をヌーヴェル赤羽台で実施、地下水涵養を図る透水性舗装等を浜見平団地他8地区で実施した。		

	<p>③ 建設副産物のリサイクルの取組</p> <p>循環型社会の形成に取り組むため、国の「建設リサイクル推進計画2008」に準拠した建設副産物の再資源化率等の目標値（中期的に目指すべき目標としての平成27年度の目標値）の達成を目指して、建設工事等により発生する建設副産物について、その発生を抑制し、リサイクルを図る。なお、国の「建設リサイクル推進計画」が改定された場合は、その取組に合わせて取り組む。</p> <p>さらに、UR賃貸住宅の建替え等においては、建物内装材の分別解体・再資源化等を推進し、建設混合廃棄物の削減を図る。</p>	<p>③ 建設副産物のリサイクルの取組</p> <p>循環型社会の形成に取り組むため、国の「建設リサイクル推進計画2014」に準拠した建設副産物の再資源化率等の目標値の達成を目指して、建設工事等により発生する建設副産物について、その発生を抑制し、リサイクルを図る。</p> <p>さらに、UR賃貸住宅の建替え等においては、建物内装材の分別解体・再資源化等を推進し、建設混合廃棄物の削減を図る。</p>		<p>機構事業の建設工事において、工事の設計初期段階から建設副産物の発生抑制・減量化・再資源化等を検討、工事発注時に建設副産物の分別処理の実施について発注図書に記載、工事着手前に工事受注者が建設副産物の再生資源利用促進計画書を作成、建物内装材の分別解体等による建設混合廃棄物の削減等を実施することにより、平成30年度の建設副産物の再資源化・縮減率等は、国の「建設リサイクル推進計画2014」に準拠して設定した目標値を達成した。</p> <p>平成30年度における建設副産物の再資源化率等</p> <table border="1" data-bbox="1828 741 2641 1178"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">対象品目</th> <th colspan="2">平成30年度</th> </tr> <tr> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>再資源化率</td> <td>99%以上</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>再資源化率</td> <td>99%以上</td> <td>99.86%</td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>再資源化・縮減率</td> <td>95%以上</td> <td>99.91%</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>再資源化・縮減率</td> <td>90%以上</td> <td>98.41%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建設混合廃棄物</td> <td>再資源化・縮減率</td> <td>60%以上</td> <td>73.49%</td> </tr> <tr> <td>排出率</td> <td>1.8%以下</td> <td>0.95%</td> </tr> <tr> <td>建設廃棄物全体</td> <td>再資源化・縮減率</td> <td>96%以上</td> <td>99.35%</td> </tr> <tr> <td>建設発生土</td> <td>建設発生土有効利用率</td> <td>80%以上</td> <td>99.79%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：集計対象は平成30年度に完了した契約金額500万円以上の工事</p>	対象品目		平成30年度		目標値	実績値	アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	100%	コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.86%	建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	99.91%	建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	98.41%	建設混合廃棄物	再資源化・縮減率	60%以上	73.49%	排出率	1.8%以下	0.95%	建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96%以上	99.35%	建設発生土	建設発生土有効利用率	80%以上	99.79%	
対象品目		平成30年度																																								
		目標値	実績値																																							
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	100%																																							
コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.86%																																							
建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	99.91%																																							
建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	98.41%																																							
建設混合廃棄物	再資源化・縮減率	60%以上	73.49%																																							
	排出率	1.8%以下	0.95%																																							
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96%以上	99.35%																																							
建設発生土	建設発生土有効利用率	80%以上	99.79%																																							
	<p>④ 環境物品等の調達</p> <p>環境物品等の調達については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)に基づき行うこととし、中期目標期間中における特定調達品目等の調達の目標は、同法第6条の規定に基づき、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たしたものを、公共工事において調達する場合を除き、100%とする。</p> <p>また、特定調達品目等のうち、公共工事については、同基本方針に基づき、的確な調達を図る。</p>	<p>④ 環境物品等の調達</p> <p>環境物品等の調達については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)に基づき行うこととし、平成30年度における特定調達品目等の調達の目標は、同法第6条の規定に基づき、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成30年2月9日変更閣議決定)の基準を満たしたものを、公共工事において調達する場合を除き、100%とする。</p> <p>また、特定調達品目等のうち、公共工事については、同基本方針に基づき、的確な調達を図る。</p>		<p>環境物品等の調達については、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たしたものを、公共工事以外では100%調達した。</p> <p>また、公共工事では数値目標を設定した15品目において100%調達した。</p>																																						

4. その他参考情報

無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-5-3	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
	5 業務遂行に当たっての取組 (3) 良好な都市景観の形成 (4) 調査研究の実施、技術力の維持向上及び成果等の社会還元 (5) 業務運営の透明性の確保		
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第11条等	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）（再掲）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
								予算額（百万円）	—	—	—	—	—
								決算額（百万円）	—	—	—	—	—
								経常費用（百万円）	—	—	—	—	—
								経常利益（百万円）	—	—	—	—	—
								行政サービス実施 コスト（百万円）	—	—	—	—	—
								従事人員数（人）	80	71	73	81	71

注) 主要なアウトプット情報（アウトカム情報）のうち下線部があるものは、「主な評価指標」欄の「その他の指標」を記載。

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。平成26年度 ①予算額、決算額：勘定別支出額の計を記載。②経常費用、経常利益：各部門の実施する業務を基準として組み替えて記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

平成27年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度 ①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>5 業務遂行に当たっての取組</p> <p>業務遂行に当たっては、以下の取組を実施し、国民に対するサービスの向上を図ること。</p>	<p>5 業務遂行に当たっての取組</p> <p>業務遂行に当たっては、以下の取組を実施し、国民に対するサービスの向上を図る。</p>	<p>5 業務遂行に当たっての取組</p> <p>業務遂行に当たっては、以下の取組を実施し、国民に対するサービスの向上を図る。</p>				<p>評価</p>
<p>(3) 良好な都市景観の形成</p> <p>機構が関与するまちづくりにおいては、質の高い景観形成を推進すること。</p>	<p>(3) 良好な都市景観の形成</p> <p>魅力的な都市の景観を創造することは、豊かな都市・居住環境の形成に寄与し、地域の価値向上や住民の都市に対する愛着や誇りを醸成させることにつながる。機構が関与するまちづくりにおいては、地域の自然、歴史、文化その他の特性に応じた良質な街並みの形成はもとより、機構が継承してきた環境資源を積極的に活用し、質の高い景観形成を推進する。</p>	<p>(3) 良好な都市景観の形成</p> <p>魅力的な都市の景観を創造することは、豊かな都市・居住環境の形成に寄与し、地域の価値向上や住民の都市に対する愛着や誇りを醸成させることにつながる。機構が関与するまちづくりにおいては、地域の自然、歴史、文化その他の特性に応じた良質な街並みの形成はもとより、機構が継承してきた環境資源を積極的に活用し、質の高い景観形成を推進する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究等を行い、得られた成果を積極的に社会へ還元しているか。 ・業務運営の透明性の確保を図る取組を適切に実施しているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>良好な都市景観の形成について、平成 30 年度に団地再生に伴う整備敷地の譲渡等を行った浜甲子園地区等 7 地区において、良好な街並み及び景観形成・居住環境の向上を図るために策定した景観ガイドラインを公募条件として示した。また、都市景観大賞（都市空間部門）、全建賞（住宅部門、都市部門）、日本都市計画学会学会賞（計画設計賞）、グッドデザイン賞等の賞を平成 30 年度に 12 件受賞した。</p> <p>また、団地の風景を題材にした写真等を一般公募した「UR 賃貸住宅 フォト&スケッチ展」について、2008 年度の開始から 10 年を経て、団地の新たな捉え方や、その魅力を共有するため、若手アーティストとコラボレーションした「フォト&スケッチ展 作品展」を 2/22～2/24 の期間において横浜ランドマークプラザにて行った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>良好な都市空間の形成に係る施策として、平成 30 年度に浜甲子園地区をはじめ、機構のノウハウを活用した景観ガイドライン遵守を公募条件とするとともに、都市景観大賞、日本都市計画学会学会賞等の賞を 12 件受賞する等、良好な都市景観の形成を推進した。</p> <p>2/22～2/24 に横浜ランドマークプラザで「フォト&スケッチ展 作品展」を行ったところ、約 6,700 人の方にご来場いただき、景観形成への関心を高める活動を実施した。</p> <p>調査研究については、民間との共同研究等により、先端技術を活用した快適な住環境の検討などの時代の変化に応じた調査研究及び環境負荷の低減等の事業分野への展開に資する調査研究等を行うとともに、研究成果の情報提供に努めた。</p>	
<p>(4) 調査研究の実施、技術力の維持向上及び成果等の社会還元</p> <p>社会経済情勢を踏まえた的確な事業の実施、環境負荷の低減等の事業分野への展開に資する調査研究等を行い、得られた成果を積極的に社会へ還元すること。</p>	<p>(4) 調査研究の実施、技術力の維持向上及び成果等の社会還元</p> <p>機構事業の的確な実施及び先駆的 事業分野への展開に資するため、超高齢社会等の都市を取り巻く社会経済情勢、市場動向及び顧客ニーズ・満足度等を把握し、都市再生及びス</p>	<p>(4) 調査研究の実施、技術力の維持向上及び成果等の社会還元</p> <p>機構事業の的確な実施及び先駆的 事業分野への展開に資するため、超高齢社会等の都市を取り巻く社会経済情勢、市場動向及び顧客ニーズ・満足度等を把握し、都市再生及びス</p>		<p>調査研究の実施、技術力の維持向上等については、中期計画に沿って、都市再生及びストック再生・活用におけるコミュニティ再生、子育て支援、高齢者の安心居住、環境負荷の低減、ストックの改修技術等の分野において調査研究を実施した。</p> <p>建築研究所に移管した調査研究に</p>	<p>ホームページについて、スマートフォン対応の充実などの大幅なリニューアルにより、情報発信の強化に努めた。</p> <p>これらを踏まえ、B 評価とする。</p>	

	<p>トック再生・活用におけるコミュニティ再生、子育て支援、高齢者の安心居住、環境負荷の低減及び建物等の長寿命化等の事項について、調査研究や技術開発及び試験等を行う。</p> <p>なお、必要に応じ民間等との共同研究を活用するほか、蓄積した研究成果、技術力等を社会へ還元するため、研究報告会開催、調査研究期報発行等の情報提供を積極的に行う。</p>	<p>トック再生・活用におけるコミュニティ再生、子育て支援、高齢者の安心居住、環境負荷の低減及び効果的な改修技術等の事項について、調査研究や技術開発及び試験等を行う。</p> <p>技術研究所から国立研究開発法人建築研究所に移管した公的賃貸住宅の長寿命化等に係る調査研究について、国立研究開発法人建築研究所との密接な連携の下、研究成果の最大化と得られた成果の活用を図る。</p> <p>なお、必要に応じ民間等との共同研究を活用するほか、蓄積した研究成果、技術力等を社会へ還元するため、研究報告会開催(URひと・まち・暮らしシンポジウム)、調査研究期報発行等の情報提供を積極的に行う。</p>		<p>については、それぞれの役割分担のもと、賃貸ストックの長寿命化に関する技術開発及び判断基準整備の研究成果の最大化に向け、建築研究所との密接な連携を図った。</p> <p>民間等との共同研究についても、先端技術を活用した快適な住環境の検討などの時代の変化に応じた調査研究及び環境負荷の低減等の事業分野への展開に資する調査研究等を13件実施したほか、蓄積した研究成果、技術力等の社会還元として、「ひと・まち・暮らしシンポジウム」(旧研究報告会)の開催等により研究成果の情報提供を実施した。</p>		
<p>(5)業務運営の透明性の確保</p> <p>業務運営に関する透明性の確保を図るため、財務情報、業務の実施状況等について積極的に情報公開を行うこと。</p> <p>また、業務に関する重要な施策や方針を策定する際は、国民の意見を業務運営に適切に反映させること。</p> <p>会計検査院による決算検査報告において指摘を受けた場合は、それを踏まえた業務の見直しを実施すること。</p>	<p>(5)業務運営の透明性の確保</p> <p>業務運営に関する透明性の確保を図り、機構業務の説明責任を果たすため、財務情報、業務の実施状況等について、ホームページに掲載するなど、国民が利用しやすい形で情報提供する。</p> <p>また、業務に関する重要な施策や方針の策定に際して、適宜パブリックコメントの募集を行い、業務運営に適切に反映させる。</p> <p>会計検査院による決算検査報告において指摘を受けた場合は、それを踏まえた業務の見直しを実施する。</p>	<p>(5)業務運営の透明性の確保</p> <p>業務運営に関する透明性の確保を図り、機構業務の説明責任を果たすため、財務情報、業務の実施状況等について、ホームページに掲載するなど、国民が利用しやすい形で情報提供する。</p> <p>また、業務に関する重要な施策や方針の策定に際して、適宜パブリックコメントの募集を行い、業務運営に適切に反映させる。</p> <p>会計検査院による決算検査報告において指摘を受けた場合は、それを踏まえた業務の見直しを実施する。</p>		<p>財務情報や業務の実施状況について、透明性の向上を図るため、最新の情報を利用者が利用しやすい形でホームページに掲載したほか、本社及び本部等に据え置いて一般の閲覧に供した。</p> <p>ホームページについては、平成29年度に引き続き、スマートフォン対応ページの充実などの大幅なリニューアルを実施した。</p> <p>また、パブリックコメントの募集は募集すべき案件がなかったため行っていないものの、業務改善につなげるため、機構ホームページ上でお客様の声の常時募集を行い、お客様対応等日々の業務改善に努め、サービスの質の向上を図っている。</p> <p>会計検査院による決算検査報告において、指摘を受けることはなかった。</p>		